

和水町奨学生募集のしおり

◎目的

進学できる能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し、和水町が学資金を貸与して将来有能な人材を育成することを目的としています。

◎資格

奨学金の貸与を受ける学生または生徒は、3年以上和水町に在住する者の被扶養者で大学（大学院・短期大学・専門学校・専修学校専門課程含む）又は高校（高等専門学校・専修学校高等過程含む）に在学し、学術優秀、品行方正、身体強健でかつ学資の支弁が困難と認められる者。

◎奨学金の額

高校程度（高等専門学校・専修学校高等過程含む） 月額 10,000 円

大学程度（大学院・短期大学・専門学校・専修学校専門課程含む） 月額 30,000 円

※各四半期の中の月である5月・8月・11月・2月に3ヶ月分ずつ貸与します。

◎提出書類

- 1 奨学金の貸与を希望される方は、次の書類を提出してください。
 - ① 奨学生願書 [町の定める様式]
 - ② 奨学生推薦調書 [町の定める様式]
 - ③ 成績証明書 [学校発行のもの]
 - ④ 合格通知（写）又は在学証明書 [学校発行のもの]
 - ⑤ 世帯全員の所得証明書 [令和5年中の所得が分かるもの]
- 2 奨学生として決定した場合は、保証人連署の誓約書の提出が必要です。

◎受付期間

令和7年3月3日（月）～ 3月31日（月）まで

◎貸与期間

奨学金を貸与する期間は、奨学生が在学する学校の正規の修業期間とします。

奨学生が、次の事項に該当する時は、直ちに教育委員会に届け出てください。但し、奨学生本人が疾病のため届け出ができないときは、保証人から届け出てください。

- ① 休学、退学、復学、転学したとき
- ② 本人及び連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき

◎奨学金の貸与を辞退される場合

奨学生は、辞退届により、随時奨学金貸与の辞退を申し出ることができます。

◎奨学金の貸与を休止される場合

奨学生が休学したときは、届け出により、その期間奨学金の貸与を休止します。

◎奨学金を廃止される場合

- 1 傷害、疾病等のため成業の見込みがたたないとき
- 2 学業成績又は操行が不良となったとき
- 3 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 4 休学又は転学が適当でないとき
- 5 保護者が町外に転住したとき
- 6 その他奨学生として適当でないとき

◎奨学金の貸付が終了した場合

- 1 奨学金の貸与が終了した時又は交付期間に貸与が廃止された時は、奨学資金借用証書を提出してください。
- 2 連帯保証人 2 名（扶養者 1 名・第三者 1 名）お願いします。
- 3 保証人が変わった時は、保証人異動報告書を提出してください。
- 4 万一奨学生が死亡した時は、戸籍抄本を添えて奨学生死亡届を提出してください。

◎奨学金の返還

- 1 卒業の月の一年後から貸与期間の 1.5 倍の期間内に返還することになります。
- 2 奨学生が退学、若しくは奨学金の貸与を辞退し、又は廃止された時は、それぞれ事由発生の日の翌月から、返還することになります。

奨学金返還完了前に本人又は保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出てください。

◎奨学金の返還を猶予される場合

- 1 奨学生であった者が更に上級学校に進学したとき
 - 2 災害又は傷害、疾病により奨学金の返還が困難と認められるとき
 - 3 その他正当な事由のため、奨学金の返還が困難と認められるとき
- 但し、以上の理由で返還を猶予する場合は、その旨願い出ること

◎延滞金

正当な事由がなくて奨学金の返還を遅延したときは、遅延した期間の日数に応じ、延滞金を徴収します。

◎奨学金の返還免除

奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除される場合があります。免除を希望されるときは、連帯保証人又は遺族は、教育委員会にお申し出ください。

【問い合わせ先】

和水町教育委員会 学校教育課

TEL：0968-34-3047